

○臨床実習に際しての感染症対策に関する申合せ

平成21年3月4日 第11回学務委員会

改正 平成22年 9月 8日

改正 平成25年12月18日

本学が実習先である病院（付属病院を含む）・施設において臨床実習を行うにあたっては、実習参加学生の感染症罹患及び学生を介する感染症の拡大を防ぐため、各学科、センター及び専攻科とも次のとおり取り扱うものとする。

（抗体等検査結果の確認及び指導）

- 1 実習担当教員は、臨床実習の実施にあたっては、別紙抗体等検査証明書（以下「別紙証明書」という。）に掲げる抗体等検査の結果を参考に、学生に対する指導、実習施設との調整等を行うものとする。

（実習先での感染症等発生時の措置）

- 2 実習担当教員は、次の各号に定める場合、実習施設と協議のうえ実習参加中止等適切な措置を講じるとともに、学務委員長に経過等を報告する。
 - （1）実習施設において実習継続に影響する感染症や医療事故等の発生があった場合
 - （2）実習参加学生に発熱や体調不良等の変化が生じた場合

（抗体等検査内容の変更）

- 3 実習担当教員は、実習施設において求められる抗体等検査の内容、基準値等に重要な変更があった場合は、学務委員長に報告する。

（学外実習における感染症対策に関する審議）

- 4 学務委員長は、上記2、3に係る報告があった場合は、必要に応じ学務委員会で対応を審議し、有効な対策を図るものとする。

（学校医への諮問）

- 5 学務委員長は、上記4の審議を行うにあたり、学校医に意見を求めることができる。

（抗体等検査結果の保存、管理）

- 6 実習担当教員は、学生の抗体等検査結果及び結果を基に作成されたデータを利用する場合は、個人情報保護に関する法律、茨城県個人情報の保護に関する条例等関係法規に則り情報の漏えい、目的外使用等の防止について細心の注意を払うものとする。

（抗体等検査に係る研修）

- 7 学務委員長は、必要に応じ、実習担当教員に対し抗体等検査の意義、方法、結果の取り扱い等について研修を行うものとする。

付 則

「臨床実習に際しての麻疹（はしか）感染の対策に関する申し合せ（平成19年9月12日第5回学務委員会申し合せ）」は、本申し合わせにより廃止する。

付 則

この申合せは、平成25年12月18日から施行する。